

地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり

—事業組織の形態に着目した事業スキームの検討—

研究員 寺林暁良

〔要 旨〕

地域主導の再生可能エネルギー事業は、地域社会に対してさまざまな社会的・経済的価値をもたらすものとして拡大が期待されるが、その導入の際には、事業を行うための組織や仕組み、すなわち事業スキームを検討する必要がある。

地域主導の再生可能エネルギー事業の普及が進むドイツでは、有限合資会社 (GmbH & Co. KG) が地域ファンド型の、そして登録協同組合 (eG) が地域共同運営型の事業スキームとして活用されている。これを参考に日本の事業スキームを検討すると、地域ファンド型には匿名組合契約、地域共同運営型には企業組合や有限責任事業組合 (LLP) などを活用しうが、前者は第二種金融商品取引業者への募集業務委託が必要になる、後者は出資者の事業従事が必須であり、地域の誰もが参加できるスキームとはなりがたい、などの課題が明らかになった。

目 次

はじめに

1 地域主導の再エネ事業とは

2 再エネ事業の基本スキーム

3 ドイツにおける事業のスキーム

(1) 事業スキームの概要

(2) 有限合資会社

(3) 登録協同組合

(4) ドイツの事業スキームのまとめ

4 日本における地域主導型の再エネ事業の組織形態

(1) 日本の事業組織形態の検討

(2) 地域ファンド型の事業スキーム： 匿名組合契約

(3) 地域共同運営型の事業スキーム

(4) 事業スキームの課題

おわりに

はじめに

2012年7月に固定価格買取制度が本格導入されて以来、日本においても再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の取組みが拡大している。

再エネは、グローバルな環境問題である気候変動対策、国レベルで議論される脱原発あるいは代替エネルギー源の確保など、多様な価値が見いだされる取組みであるが、農山漁村のこれからを考える場合には、地域社会にさまざまな利益をもたらしうる点にも大きな価値があるといえる。

しかし、現状の日本を見渡すと、大企業等が地方に大規模な発電設備を設置する外発型の事業が目立ち、地域社会が主導するような事業はまだ多くない（山下（2014a, 2014b））。その理由としては、現行の固定価格買取制度が大規模事業有利に働いているなど（寺林（2014a））、さまざまな理由があるが、地域においてどのような組織や仕組み、すなわち事業スキームを活用しうるのかが整理しきれていないことも課題であるように思われる。

そこで本稿では、地域主導の再エネ事業が先行して普及しているドイツを参考にしながら、日本における地域主導型の再エネ事業のスキームについて、事業組織の形態などに着目して検討することにした。

1 地域主導の再エネ事業とは

事業スキームを検討する前に、地域主導の再エネ事業とは何なのか、そしてなぜそれが求められるのかを整理しておきたい。

地域主導の再エネ事業を定義づけるものとしては、世界風力エネルギー協会のコミュニティ・パワーという概念が参考になる。

これは、

- ①地域の利害関係者（農家や協同組合、独立発電事業者、金融機関、自治体、学校などの個人や団体）が事業の過半数あるいは全てを所有している。
- ②地域の利害関係者によって構成されるコミュニティに基礎を置く組織が事業の議決権の過半数を握っている。
- ③社会的、経済的利益の過半数が地域コミュニティに分配される。

という3つの基準のうち、2つ以上の基準を満たすものと定義される（World Wind Energy Association（2011））。

この定義にあるように、地域主導の再エネ事業においては、地域社会（地域の利害関係者）が一定以上の割合で再エネ設備を①所有し、②運営し、③利益を受けることが重要である^{（注1）}。そして、これに大きく関わるのが、出資のあり方である。地域主導の再エネ事業とは、地域社会から出資を集めることによって成り立つ事業とも換言できる。

そしてこうした地域主導の再エネ事業は、地域からの価値創造につながりうる。地域における価値創造とは、地域社会に対

して、事業収入や雇用創出、税収入などの経済的価値、そして生活環境の改善などの社会的価値を生み出すことを意味する（山下（2013））。地域主導の再エネ事業は、地域活性化の新たな方法の一つとなりうる。

また、地域主導の再エネ事業の拡大は、外発型の再エネ事業がさまざまな問題を生んでいることから求められる。外発型再エネ事業は景観悪化や自然環境破壊、生活環境への影響など、地域社会との間で軋轢^{あつれき}を生むことも少なくない。

一方、地域社会で利害関係者が議論をし、地域社会が自らの取組みとして再エネ設備を導入する場合には、納得の上で事業を進められるため、外発型の事業に比べてはるかに合意形成が容易である（船橋（2012））。特に、今後拡大が期待される風力、中小水力、バイオマスなどの再エネ事業では合意形成が最も重要な焦点になることも多く、地域主導の再エネ事業が望ましいのである。^{（注2）}

（注1）一方、日本では「市民風車」「市民発電所」という言葉に代表されるように、市民参加型の再エネ事業も注目されてきた。市民参加型の再エネ事業は、市民セクターが自ら社会を変革する力を持つことが重視され、市民（個人）から出資されることが重要な意味を持ってきた。

一方、地域主導の再エネ事業では、地域住民の出資や参加はもちろん重要だが、同様に地方自治体や地域の中小企業や個人事業主、地域金融機関などが地域への利益還元を目指して事業に参加する場合にも大きな意義が見いだされる。

（注2）14年5月に地方自治体による基本計画作成と地域協議会の設立が盛り込まれた「農山漁村再生可能エネルギー法」が施行された背景にも、再エネ事業にとって地域における利害調整や合意形成が重要なことが挙げられる。

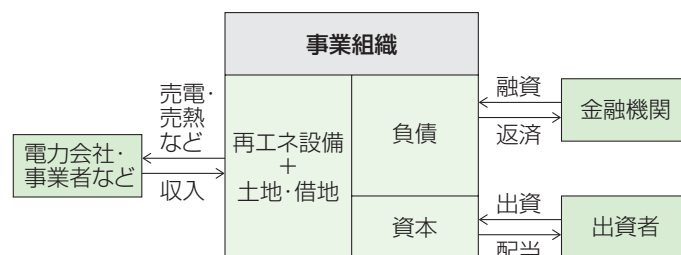
2 再エネ事業の基本スキーム

それでは、地域主導の再エネ事業、すなわち地域社会が出資し、運営していくような再エネ事業を行うためには、どのような事業スキームを活用すればよいのだろうか。

第1図は、再エネ事業の最も基本的な事業スキームである。再エネ事業者は、株式会社や合同会社などが事業組織を立ち上げ、出資者から出資を募り、金融機関からの借入（寺林（2013a））やファンドの利用（寺林（2013b））などによって資金調達を行う。そして、再エネ設備を設立・運営し、生産した電気や熱などを電力会社やその他事業者に売却することによって収入を得る。^{（注3）}その結果、事業の利益を配当金という形で出資者に還元することになる。

再エネ事業は装置産業であるため、比較的多額の設立コストが必要になるが、その資金調達の方法を決定づけるものとして、事業組織の選択が重要である。そして、地域社会から再エネへの出資を募る際に重要になると思われるのが、①構成員・出資者の事業運営への関わり方、や②出資者が有

第1図 再エネ事業の基本的なスキーム



資料 筆者作成

限責任であること、③利益分配の方法等であると思われる。

また、一口に再エネ事業といっても、事業規模や再エネの種類によって求められる資金調達のあり方は大きく異なる。例えば、太陽光発電事業は、事業計画を比較的に立てやすく、運営やメンテナンスの手間も比較的に少ないため、シンプルに運営できる事業組織が適する場合が多いと思われる。

一方、バイオマス事業は原料調達や副産物販売も含めて比較的複雑な事業計画の立案が必要であるし、原料供給者などのさまざまな利害関係者が関わることになるため、より信用力の高い事業組織の活用が求められるだろう。

以上のように、個別事業において地域主導の再エネ事業のスキームを検討するにあたっては、出資者の参加の仕方や個々の事業の特徴を踏まえて適合的な事業組織の形態を選択していくことが重要になる。

(注3) 実際の設立や運営にあたっては、建設請負業者(EPC業者)や運営・管理者(O&M業者)と連携して行われる。地域主導の再エネ事業では、これらの業者をできるだけ地域社会の中から選定することも重要である。

3 ドイツにおける事業のスキーム

(1) 事業スキームの概要

以上を踏まえて日本における事業スキームの検討を行うが、その参考として地域主導の再エネ事業の普及が進行しているドイツにおける事業スキームについてまとめて

おきたい。

ドイツは、設備容量ベースで発電設備の50%以上を個人や農家が所有し、熱や電気の自給と供給を行う「バイオエネルギー村」と呼ばれる地域が各地に誕生するなど、地域からのエネルギー転換が進んでいる^(注4)。

地域主導型のエネルギー転換が進む背景には、地方分権型の社会構造が確立していることなど、さまざまな要因が挙げられるが、地域主導の再エネ事業を行うために典型ともいえる事業スキームが存在していることも、その一因と考えられる。

ドイツの再エネ事業における事業組織の形態をみると、株式会社(AG)は、ウインドファームのような比較的大規模な事業を行うものがほとんどであり、地域主導型の事業ではあまり活用されない。地域主導の再エネ事業を担う事業組織としては、有限合資会社(GmbH & Co. KG)や登録協同組合(eG)などが選択される場合が多い^(注5)。

(注4) これについては、石田・寺林(2013)で詳しく論じている。また、併せてKraus Novi Institut(2012)や山下(2013)等も参照のこと。

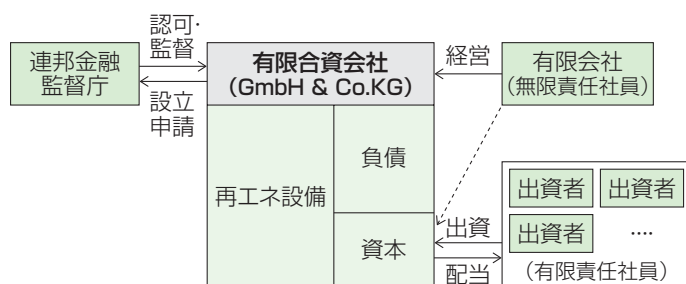
(注5) 政府の再生可能エネルギー庁(Agentur für Erneuerbare Energien eds., 2012)や民間団体のドイツ風力エネルギー協会(German Wind Energy Association, 2012)も、この2つを地域で再エネ事業を立ち上げる際の典型的な事業組織形態として紹介している。また、このほか民法組合(GbR)などが利用される場合もある。

(2) 有限合資会社

有限合資会社は、ドイツにおいて地域住民から広く出資を募る地域ファンドとして広く利用されている^(注6)。

有限合資会社とは、有限会社によって設

第2図 ドイツの有限合資会社を用いた再エネ事業スキーム



資料 第1図に同じ
(注) 事業者への再エネ売却、金融機関からの借入などのフローは省略。

立、運営される合資会社のことである。有限責任で出資を行う地域住民や地方自治体、地元中小企業などは、事業実績に応じて配当金を受け取るだけで、基本的に運営に携わることはない（第2図）。

有限合資会社は、出資者が有限責任であるほか、無限責任を負うのも有限会社であるため、実質的に有限責任で事業を行うことができるという特徴がある。

また、法人に課税されず配当金に対して課税される、いわゆるパススルー課税であるため、事業収益を出資者に還元するための事業スキームとして利用価値は高い。ただし、あらかじめ募集合計金額が設定され、途中解約不可の場合がほとんどである。

なお、事業運営者である有限会社は、地元企業やその子会社である場合もあるが、地域社会が再エネ事業の経営ノウハウを持つ企業を誘致し、地域内に子会社として設立してもらう場合もある。

有限合資会社をファンドとして運営するためには、同国の投資法（KAGB）に則って目論見書を作成し、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）からの認可と監督を受けることが

必要となる（投資法第20条）。また、内部監査を行い、定期的に報告書を提出することも義務付けられている（同法第38条）。こうした費用や手間が必要なことは、ファンド設立の一つの障害にもなっているが、適切に管理されたファンドとして出資者からの信用を獲得することにもつながっているといえる。

以上のように、有限合資会社は、地域住民から出資を募るファンドとして利用価値の高い事業スキームであることが分かる。

（注6）例えば、小規模分散型の再エネ事業に対して多くの融資を行っているGLS銀行の場合、12年第1四半期から13年第2四半期までの再エネ事業への融資案件208件のうち、40.9%が有限合資会社である（寺林（2014b））。

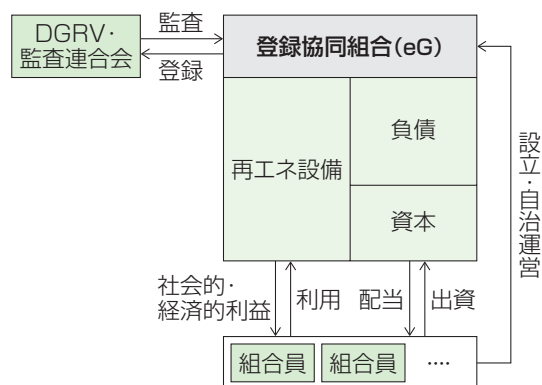
（3）登録協同組合

地域社会が自ら再エネ事業を立ち上げ、運営する場合には、登録協同組合（eG）が利用されることが増えている。再エネ事業を行うために設立された登録協同組合はエネルギー協同組合と呼ばれるが、この数は近年急速に増加しており、13年末には776組合に達している^{（注7）}。

協同組合の大きな特徴は、地域の人々が自主的に立ち上げ、1人1票の原則の下で自治的に運営することである。登録協同組合は3人以上で設立でき、組合への加入・脱退が自由、つまり誰もがいつでも参加できる仕組みである（第3図）。

そして、組合員は単に配当を得るために出資するわけではなく、再エネ設備から社会的・経済的な利益を得るために活動に参

第3図 ドイツの登録協同組合を用いた再エネ事業スキーム



資料(注)とも第2図に同じ

加する。バイオマス設備による地域熱供給のように組合員が直接利用できる事業はもちろん、地域のエネルギー転換に参加すること自体が組合員にとっての利益に該当すると考えられている。

また、登録協同組合は、階層的なガバナンス構造を持つ。登録協同組合の中央組織であるドイツ協同組合・ライファイゼン協会(DGRV)は、13年にエネルギー事務局を開設し、エネルギー協同組合の経営を財務や法務のアドバイスなどでサポートしている。また、協同組合グループの監査制度下に置かれるため、事業組織としての健全性も保証され、地域金融機関からの融資などの資金調達が容易になっている。

また、地域社会における利害調整や合意形成を容易にするなど、地域社会が共同で事業を行うための基盤として適合した組織であるといえる。^(注9)

(注7) 件数はドイツ協同組合・ライファイゼン協会のホームページより。
(<http://www.dgrv.de/en/cooperatives.html>, 14年8月19日閲覧)

なお、ドイツでは、06年の協同組合法の改正で、「組合員の産業若しくは経済又は社会的若しくは文化的関心事を協働の事業に推進する」という本質にかなっていれば、登録協同組合としての地位を得られることが強調された(協同組合法第1条; 島村(2013))。それと同時に、ドイツ協同組合・ライファイゼン協会(DGRV)が協同組合の新設運動を展開したこともあり(齊藤(2013))、エネルギー協同組合の数も急激に拡大した。

(注8) ただし、定款による例外も一定程度は認められている。また、議決権を持たずに投資のみの目的で出資を行う、投資組合員の設置が認められている(石田(2013a))。

(注9) Wieg(2014)は、エネルギー協同組合の利点として、①利害調整の容易さ、②合意形成による運営、③地域における価値創造、④公平性、⑤組合員ニーズに見合った事業の実施、⑥監査制度による組織の安定性、⑦持続性を挙げている。

(4) ドイツの事業スキームのまとめ

以上のように、ドイツで地域主導の再エネ事業を立ち上げる際には、有限合資会社と登録協同組合という2つの事業スキームが活用されている。

有限合資会社は、地域ファンド型の事業スキームで、有限責任の出資者は運営に関与せず、出資と配当という形のみでの地域から参加を募る場合に活用される。

一方、登録協同組合は、地域共同運営型の事業スキームで、誰もが参加でき、自主的・自立的な事業運営によって社会的・経済的な利益を生み出すために活用される。

そして、有限合資会社は監督庁の認可、登録協同組合は外部監査が必要であるため、事業スキームとして高い信用力を獲得している。

以上のように、ドイツにおいては、ともに高い信用力を持ちながら、異なる特徴を備えている2つの事業スキームが使い分け

られていることが、地域主導型の再エネ事業を拡大させるうえで大きく役立っていると思われる。

4 日本における地域主導型の再エネ事業の組織形態

(1) 日本の事業組織形態の検討

以上を踏まえて、日本において地域主導の再エネ事業を行う場合は、どのような事業スキームを立ち上げられるかを検討していきたい。

第1表は、日本において地域主導の再エネ事業の設立に活用しうる主要な事業組織形態や契約をとりまとめたものである。^(注10)ただし、これらすべてが再エネ事業の実施に適合するわけではない。出資者が無限責任を負うようなスキームは装置産業である再エネ事業には不向きであると考えられる。そうすると、活用すべき事業組織形態は限られてくる。

事業組織の形態として最も信用力の高いのは、株式会社であろう。特に、比較的大規模な再エネ事業、あるいはキャッシュ・フロー構造がより複雑で利害関係者が多くなりがちなバイオマス事業などを行う場合は、株式会社を立ち上げて事業を行うことが求められる。日本の場合は株式会社の設立に多額の資本金が必要なわけではないため、地域主導の再エネ事業でも活用しやすいと思われる。ただし、他の事業組織と比較すると定款認証や登録免許税などの設立コストが割高なほか、運営段階においては

定期的な決算公告や監査機関の常設も必要になる。

そのため、小規模かつシンプルな事業の場合には、設立や運営に比較的手間やコストのかからない合同会社も選択肢となりうる。ただし、合同会社は社員全員の合意の下での運営が基本となることなどから、小口多数の出資を集めて事業を行うのにはあまり向かない。

それでは、日本でも地域ファンド型、あるいは地域共同運営型の事業スキームを構築することは可能であろうか。以下では、それぞれの型の事業スキームについて検討していきたい。

(注10) このほか、地方公共団体が地方債を発行して再エネ事業を行う事例もあるが、ここでは、民間主導の事業スキーム構築に限定して議論することにしたい。

(2) 地域ファンド型の事業スキーム： 匿名組合契約

まず、地域ファンド型の事業スキームとしては、日本においても比較の実績のあるスキームがある。豊田（2014）は、市民・地域による出資スキームとして疑似私募債や匿名組合契約、投資信託などのスキームを紹介しているが、市民ファンドとして特に活用されているのが匿名組合契約を用いたスキームである（第4図）。

これは、合同会社や株式会社などの商行為を行う法人が事業の担い手となる際に、商法の匿名組合契約によって地域から出資を募るものである。出資者は出資額や営業利益などに応じて配当を受けることになる。

第1-1表 日本において地域主導の再エネ事業の設立に活用しうる事業組織・契約の例

〔法人による事業組織の設立〕

	根拠法	事業内容	設立人数	出資者の地位	責任	課税	利益分配	議決権	監視機関の設置	地域主導の再エネ事業への活用
株式会社	会社法	商行為	1人以上	株主	有限責任	法人課税	株式数に応じる	株式数に応じる	法定	・設立や運営の手順やコストは比較的大きいが、内部監査機構の設置が義務付けられていることもあり、信用力の高い事業を作り上げることができる。 ・大規模な事業や事業が複雑なバイオマス事業は、株式会社であることが求められることが多い。一方、手間やコストが割高であることから、小規模な事業での活用には向かない。
合名会社	会社法	商行為	1人以上	社員	無限責任	法人課税	自由	原則平等(定款で定められる)	定款自治	・出資者は無限責任であり、活用余地は限られる。
合資会社	会社法	商行為	2人以上	社員	無限責任 有限責任	法人課税	自由	原則平等(定款で定められる)	定款自治	・日本では有限責任の法人が合資会社を設立することは認められていない。法人税も課されるため、活用余地は限られる。
(LLC・GK) 合同会社	会社法	商行為	1人以上	社員	有限責任	法人課税	自由	原則平等(定款で定められる)	定款自治	・株式会社と比較すると設立や運営が容易であるが、意思決定には基本的に社員全員の合意が必要となる。少数の企業等が出資し合って中小規模の事業を設立するのに向いている。 ・匿名組合契約と組み合わせでの活用が期待される。
企業組合	中小企業等協同組合法	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業	4人以上	組合員 (組合員の1/2の事業従事が必要)	有限責任	法人課税 (組合員への税制優遇措置あり)	利用分量配当・20%以内の出資配当	平等	法定	・行政庁からの認可などの設立手続きが必要である。個人や中小企業が組合員であるため、資金調達方法が限られる可能性がある。 ・組合員の1/2が事業に関与する必要があるため、比較的小規模で、組合員が役割分担を指定運営する事業での活用が想定される。
農業協同組合 (専門農協)	農業協同組合法	同法で規定された事業	15人以上の農業者	組合員	有限責任	法人課税	利用分量配当・7%以内の出資配当	平等 (正組合員)	法定	・15人以上の農業者が発起人になる必要があるほか、同法で規定された事業に適合的かを検討することも必要になる。
一般社団 法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	定款に定める非営利活動	2人以上	(拠出者)	—	法人課税 (収益事業に対して)	社員には不可、それ以外は自由	原則平等 (定款で定められる)	定款自治	・原則社員には利益分配を行えないなどの特徴がある。
特定非営利活動法人 (NPO法人)	特定非営利活動促進法	同法で規定された特定非営利活動	10人以上	(会員)	—	法人課税 (収益事業に対して)	不可	原則平等 (定款で定められる)	法定	・会員に利益分配を行えないなどの特徴がある。
認可地縁団体	地方自治法	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動	1人以上	—	—	—	原則不可	平等	定款自治	・自治会等が非常用電源や収入源として、小規模な太陽光や小水力発電などを共同で運営・管理する場合などでは活用が想定される。

資料 飯田市地球温暖化対策課(2012)、豊田(2014)などを参考にしながら、各法律条文をもとに作成

事業主体となる事業組織の形態には、株式会社と比較して設立や運営に手間やコストがかからない合同会社が選択されることも多い。匿名組合契約(TK)と合同会社(GK)を組み合わせたスキームはTK-GKスキーム

ムとも呼ばれる。

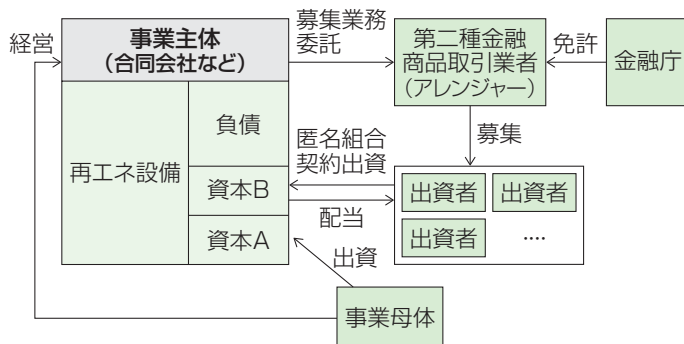
匿名組合契約では、出資金の運用を事業主体に任せることになるため、出資者が運営に関わることはない。また、匿名組合契約による出資は有限責任であるほか、税務

第1-2表 日本において地域主導の再エネ事業の設立に活用しうる事業組織・契約の例

【事業にかかる契約】										
	根拠法	事業内容	設立人数	出資者の地位	責任	課税	利益分配	議決権	監視機関の設置	地域主導の再エネ事業への活用
(任意組合) 民法上の組合	民法	制限なし	—	組員	無限責任	構成員課税 (パスルー課税)	自由	原則平等 (契約で定められる)	—	・出資者は無限責任であるため、活用余地は限られる。
(匿名組合) (TK)	商法	商行為	—	組員	有限責任	構成員課税 (パスルー課税)	自由	—	—	・有限責任、パスルー課税などの条件を満たしており、株式会社や合同会社との匿名組合契約により、市民ファンドとしての運用が可能である。 ・ただし、特例を除いて、運営者が第二種金融商品取引業者の登録を受けるか、第二種金融商品取引業者への募集業務委託が必要となる。
(有価証券) 投資事業組合	投資事業有限責任組合に関する法律	投資事業	—	組員	無限責任 有限責任	構成員課税 (パスルー課税)	自由	—	—	・これ自体が事業主体として活用されるわけではなく、金融機関等が設立する出資ファンドとして活用されることがほとんどである。
(有限責任) 有限責任組合	有限責任事業組合に関する法律	商行為	—	組員 (事業従事が必要)	有限責任	構成員課税 (パスルー課税)	自由	原則平等 (契約で定められる)	—	・有限責任であり、パスルー課税が認められるなどのメリットがある。 ・組員による事業従事が必要であるため、全ての組員が事業に参加することが原則となる事業での活用が想定される。
投資信託	投資信託及び投資法人に関する法律	投資事業	—	委託者	有限責任	ベイスルー課税	自由	—	—	・信託運用会社への手数料が必要だが、非営利組織を対象にすることを含め、幅広く活用する余地はある。

資料 第1-1表に同じ

第4図 日本の匿名組合契約を用いた再エネ事業スキーム



資料(注)とも第2図に同じ

条件を満たせば法人税がかからないパスルー課税になるなど、ファンドとして活用しやすい条件を備えている。

ただし、匿名組合契約による出資募集は、金融商品取引法が定める第二種金融商品取引業の集団投資スキームに該当する（金融商品取引法2条2項）。そのため、事業主体

が金融庁から第二種金融商品取引業者として登録を受けるか、第二種金融商品取引業者に登録された事業者（注11）に募集業務を委託する必要がある。

実際、飯田市のおひさま進歩エネルギー株式会社（2012）のように、地域・市民出資型ファンドの取組みが進んでいる地域には募集業務の受託者が必ず存在しているが、こうした会社数はまだまだ多くないとみられる。（注12）

以上のように、匿名組合契約を用いた事業スキームは、ドイツの有限合資会社のように、市民ファンド型として活用しうるが、その設立には地域に出資を取り持つ第二種金融商品取引業者の存在が不可欠である。この事業スキームが拡大するためには、地

域出資の意義に賛同して再エネファンドの募集を受託するアレンジャーが各地に現れることが不可欠になると思われる。

(注11) なお、運営者がファンドを私募する際、①適格機関投資家（特定の金融商品取引業者や金融機関等のプロ投資家）が1人以上参加している、②適格機関投資家以外（アマ投資家）の参加が49人以下であるといった要件を満たす場合に届出を行えば、金融商品取引法で課せられる「第二種金融商品取引業」への登録が不要になるという適格機関投資家等特例業務も認められている（金融商品取引法第63条）。

しかし、14年5月の金融商品取引法施行令及び金融商品取引業等に関する政令・内閣府令の改正案では、特例業務が見直され、実質的に一般投資家によるファンドへの投資が制限されることとされている。この見直しは、14年8月に行われる予定であったが、延期されている。

(注12) 金融庁の「金融商品取引業者登録一覧」（14年5月末現在）によると、第二種金融商品取引業者の登録を受けて再エネ事業の地域ファンドを運営・募集することを目的としている会社は、数社が確認できるにとどまっている。

(3) 地域共同運営型の事業スキーム

a 各種協同組合

次に、地域共同運営スキームについてである。ドイツの事例を踏まえて、このスキームとしてまず検討すべきなのは、協同組合の活用である。

日本においても、既存の協同組合には、保有する設備の上や遊休地に太陽光パネルを設置するといった取組みが広がりつつある。また、生活協同組合では、組合債によって募集を行う事例もある（寺林（2013c））。

しかし、日本の協同組合制度はドイツと異なり、種類ごとに個別の協同組合法が制定されていることなどから、ドイツの登録協同組合のように新設することは難しい（石田（2013b））。ただし、再エネ事業を行う

ための協同組合の新設がみられないわけではない。

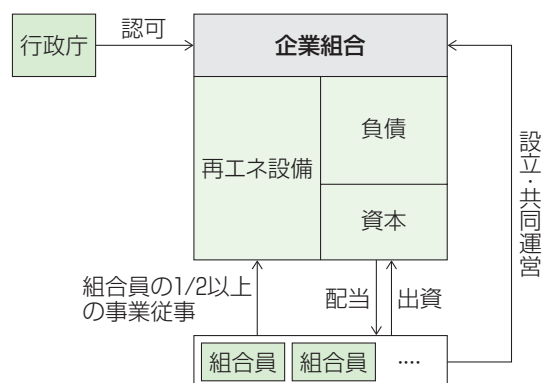
まず、農業協同組合法の対象としては、専門農協を新設して水力発電事業を行う事例がある。これは、「発電利益を集落に還元する仕組みをつくる」ための事業であるといい、地域共同運営型の事業スキームとして注目される事例であるといえる。

ただし、農協法では農業協同組合の設立には15人以上の農業者が発起人になる必要がある（同法第55条）などの条件が定められている。また、再エネ事業自体が農協法の定める事業目的にどう位置づけられるのかをその都度整理する必要もあるだろう。

次に、中小企業等協同組合法の企業組合を再エネ事業に活用する事例も現れている。企業組合は、4人以上の個人や事業者によって設立できる協同組合である（第5図）。有限責任である点や税制優遇がある点などで活用の利点も多い。

ただし、企業組合は、組合員の2分の1以上が同組合の行う事業に従事しなければ

第5図 日本の企業組合を用いた再エネ事業スキーム



資料(注)とも第2図に同じ

ならない（同法第9条11項）ため、半数以上の組合員が発電所の管理や整備など、何らかの役割を果たすことが必要となる。そのため、誰もが自由に参加できる取組みとはなりがたい。また、行政庁からの設立許可が必要である、法人としての信用力の面で不安があるなどの課題も指摘されている（石田（2013b））。

（注13）日本農業新聞（14年6月15日付）「小水力で専門農協設立——売電収益を地域に還元」

（注14）一方、事業組織形態としては、同法の農事組合法人も期待されるが、これは事業目的が直接農業に関わるものに限られるため、再エネ事業を行うために新設することは難しい。実際、農林水産省は、農事組合法人の事業に付帯する小規模な再エネ事業を除き、太陽光発電（売電）や産業廃棄物の処理などは農事組合法人では行えないとしている。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/kumiai/pdf/bunkatu2_251017.pdf, 14年8月20日閲覧

（注15）例えば、福島県では2011年度以降、太陽光発電事業を行う企業組合が合計10組合設立されている。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/kumiaininka.html>, 14年8月20日閲覧

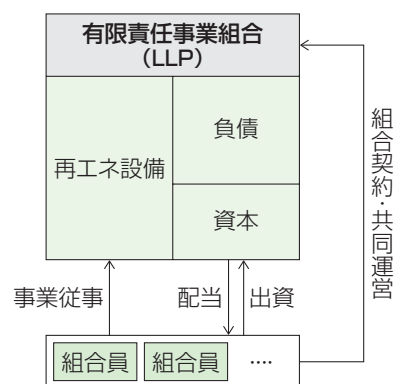
b 有限責任事業組合（LLP）

類似の事業スキームとしては、有限責任事業組合（LLP）を用いたスキームも考えられる。実際、自治体と企業が協力して再エネ事業を行う場合などでも、LLPの活用がみられ始めている（山下（2014b））。

LLPは、組合員同士の組合契約によって成立する事業スキームであり、再エネ事業を共同運営することが可能になる（第6図）。

LLPには法人格がないため、再エネ設備は組合員の合有財産（分割不可能な共有財産）として所有することになる。ただし、LLP

第6図 日本の有限責任事業組合を用いた再エネ事業スキーム



資料(注)とも第2図に同じ

名義での口座開設などは可能であり、条件さえ整えば金融機関からの融資を受けることもできる。また、パススルー課税が認められる点は大きな利点である。

しかし、LLPは共同で事業を実施するための契約であるため、単に出資するだけではなく、組合員全員が何らかの形で事業に従事することが必要になる。その点で、事業従事者があらかじめ決まっている場合には活用が期待されるが、企業組合と同様、地域社会の人々が自由に参加できる事業スキームとはなりがたい。

また、監査機関の設置も義務付けられていないため、外部から資金調達を行うためには、例えば再エネ事業の運営ノウハウを十分に備えた事業者に組合員として参加してもらうなどして、ガバナンスの向上を目指していく必要がある。加えて、LLPは存続期間を定める必要もあるため、長期の運営が基本となる再エネ事業にとっては留意すべきである。

(4) 事業スキームの課題

以上のとおり、日本においても、地域ファンド型と地域共同運用型のそれぞれの事業スキームについて検討を行ったが、課題があることも明らかになった。

まず、地域ファンド型としては、匿名組合契約を用いた事業スキームが考えられる。ただし、この事業スキームを立ち上げるためには、第二種金融商品取引業者の免許取得か、第二種金融商品取引業者への募集業務委託が必要となる。このスキームが拡大するための課題は、地域主導で再エネ事業を進めることに理解があり、募集業務を受託するアレンジャーが各地に現れることであると思われる。

次に、地域共同運営型としては、例えば企業組合やLLPを用いた事業スキームが考えられる。ただしこれらの場合、企業組合の場合には組合員の2分の1以上、LLPの場合には組合員全員が事業に従事する必要があるため、地域社会の誰もがいつでも自由に参加できる取組みにはなりがたい。つまり、これらによる再エネ事業は、地域住民がいつでも自由に参加できるドイツの登録協同組合とは大きく異なる。また、外部監査制度の整ったドイツの登録協同組合と比較すると、借入などの資金調達が課題になることも多いと思われる。

おわりに

本稿は、ドイツの事業スキームを踏まえて、地域主導の再エネ事業を設立するため

に活用しうる事業スキームの検討を行った。

実際に地域主導の再エネ事業を行う際には、それぞれの利点と欠点を踏まえながら、地域社会の利害関係者が協力して、最も適切な事業スキームを選択していくことが求められるが、日本においては、地域ファンド型と地域共同運営型の事業スキームそれぞれについて、活用に課題があることも明らかになった。

特に地域共同運営型の再エネ事業を拡大するためには、地域社会が自由に参加して事業を行うことができるよう、事業組織について法的な整備を行うことも必要だと思われる。固定価格買取制度の見直しも含め、地域主導の再エネ事業が促進されるような政策的な後押しが一層求められるといえるだろう。

<参考文献>

- ・飯田市地球温暖化対策課(2012)『新しい公共が担う地域エネルギー戦略報告書』
- ・石田信隆(2013a)「注目すべき協同組合—地域のための最良の選択」寺西俊一・石田信隆・山下英俊編『ドイツに学ぶ 地域からのエネルギー転換—再生可能エネルギーと地域の自立』家の光協会(101~133頁)
- ・石田信隆(2013b)「再生可能エネルギー導入における協同組合の役割—ドイツの事例と日本への示唆—」『一橋経済学』7巻1号(65~81頁)
- ・石田信隆・寺林暁良(2013)「再生可能エネルギーと農山漁村の持続可能な発展—ドイツ調査を踏まえて—」『農林金融』66巻, 4月号(38~53頁)
- ・おひさま進歩エネルギー株式会社編(2012)『みんなの力で自然エネルギーを—市民出資による「おひさま」革命』おひさま進歩エネルギー(株)
- ・斉藤由理子(2013)「ドイツにおける協同組合新設の増加とその背景」『農中総研 調査と情報』37号, 7月号(6~7頁)
- ・島村博(2013)「フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン・エネルギー協同組合定款訳と解説」『協同の発見』247号(146~167頁)
- ・寺林暁良(2013a)「地域主導の再生可能エネルギー事業と地域金融機関—取組みの特徴と今後の課題—」『農林金融』66巻, 10月号(40~53頁)

- ・寺林暁良 (2013b) 「地域金融機関による再生可能エネルギー向けエクイティ・ファイナンスの動向」『金融市場』24巻, 11月号 (32～35頁)
- ・寺林暁良 (2013c) 「再生可能エネルギーの導入を推進するコープさっぽろと(株)エネコープ」『農中総研 調査と情報』36号, 5月号 (12～13頁)
- ・寺林暁良 (2014a) 「再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況と課題——3年度目の改正点と今後の論点——」『農林金融』67巻, 8月号 (46～51頁)
- ・寺林暁良 (2014b) 「エネルギー転換を支える金融機関——GLS銀行の取組みと日本での展開可能性」『環境と公害』43巻4号 (29～35頁)
- ・豊田陽介 (2014) 「市民・地域共同発電所のつくり方」和田武・豊田陽介・田浦健朗・伊東真吾編『市民・共同発電所のつくり方——みんなが主役の自然エネルギー普及』かもがわ出版 (110～147頁)
- ・藤谷岳・寺林暁良 (2014) 「再生可能エネルギー事業における地域住民参加と資金調達——ドイツ・グロースパールドルフ村の取り組みから」『環境と公害』43巻4号 (36～42頁)
- ・船橋晴俊 (2012) 「エネルギー戦略シフトと地域自然エネルギー基本条例」『月刊自治研』54巻7号 (29～37頁)
- ・山下英俊 (2013) 「日本でも地域からのエネルギー転換を」寺西俊一・石田信隆・山下英俊編『ドイツに学ぶ 地域からのエネルギー転換——再生可能エネルギーと地域の自立』家の光協会 (169～191頁)
- ・山下英俊 (2014a) 「エネルギー自立を通じた農村再生の可能性」岡本雅美監修, 寺西俊一・井上真・山下英俊編『自立と連携の農村再生論』東京大学出版会 (89～122頁)
- ・山下英俊 (2014b) 「再生可能エネルギーによる地域の自立をめざして——日本でこそ「地域からのエネルギー転換」を」『環境と公害』43巻4号 (2～7頁)
- ・Agentur für Erneuerbare Energien eds. (2012) "Energie in Guter Gesellschaft," *KOMM:MAG*, No.1, pp.46-51.
- ・German Wind Energy Association (2012) *Community Wind Power: Local Energy for Local People*, Berlin: German Wind Energy Association.
- ・Klaus Novi Institut (2012) Genossenschaftliche Unterstützungsstrukturen für eine sozialräumlich orientierte Energiewirtschaft. http://www.kni.de/media/120502_Praesentation_Machbarkeitsstudie_Geno_KNi.pdf
- ・Wieg, Andreas (2014) 「ドイツにおけるエネルギー転換——再生可能エネルギー協同組合の役割——」(シンポジウム「地域から取り組む再生可能エネルギー」<基調講演Ⅱアンドレアス・ヴィーク>)」『農林金融』67巻, 6月号, 44～48頁.
- ・World Wind Energy Association (2011) "WWEA Highlights Community Power" (http://www.wwindea.org/home/index2.php?option=com_content&do_pdf=1&id=309, 14年8月14日閲覧)

(てらばやし あきら)

